

「教育課程」について

1 教育課程の意義

教育課程とは

学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童〔生徒〕の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

小学校学習指導要領解説 総則編・中学校学習指導要領解説 総則編

2 教育課程とその基準

各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童〔生徒〕や学校、地域の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

小学校学習指導要領解説 総則編・中学校学習指導要領解説 総則編

3 教育課程に関する法令

- (1) 教育基本法
- (2) 学校教育法, 学校教育法施行規則
- (3) 学習指導要領
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

4 教育課程編成の主体

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第 37 条第 4 項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。

小学校学習指導要領解説 総則編

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第 49 条の規定により中学校に準用される第 37 条第 4 項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。

中学校学習指導要領解説 総則編

5 指導計画の作成

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

小学校学習指導要領解説 総則編・中学校学習指導要領解説 総則編

指導計画は、各教科、道徳科、〔外国語活動、〕総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

小学校学習指導要領解説 総則編・中学校学習指導要領解説 総則編

指導計画は、各教科、道徳科、〔外国語活動、〕総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて作成されるものである。中〔小〕学校教育の目標はこれらのすべての教育活動の成果が統合されてはじめて達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科、道徳科、〔外国語活動、〕総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成される必要がある。